

はもみんナンバープレート

好評につき

窓口で希望ナンバーを 選択できます 8月31日※まで

照会先 税務課庶務諸税係 ☎ 8874

7月1日から交付を始める「はもみんナンバープレート」が、税務課窓口で、希望ナンバーを選択できるようになります。

対象は「はもみんナンバープレート」を取り付けていた
ただ方で、新たに原動機付自転車登録される方、または、
従来のナンバープレートからの交換を希望される方です。

8月31日(水)までの期間限定ですので、この機会に、自
分で選んだ番号を取得しませんか。



交付時期

7月4日(月)～8月31日(水)
※9月1日(木)以降は、希望ナン
バー以外を番号順に交付します。

交付場所

市役所税務課窓口で、お好きなナン
バーを選んでいただき、交付します。
ただし、すでに交付済みのナンバーを
除きます。

各地域事務所の窓口で、希望ナン
バーを選択される方は、当日は受け付
けのみとさせていただきます。後日、各
地域事務所の窓口で「はもみんナンバ
ープレート」を受け取っていただきます。

登録手続きに必要なもの

窓口に来られる方は、運転免許証な
どの本人確認できるものを必ず提示し
てください。

▽販売店などからの購入による**新規登録**
の場合

・販売証明書(購入時に販売店などが
発行)、所有者の印鑑

▽**名義変更(譲渡)**による**新規登録**の
場合

①旧所有者が廃車済みの場合
・廃車済(再登録)証明書または譲渡証
明書(共に旧所有者の押印済みのも
の)、新所有者の印鑑

選択できる番号およびその範囲

種 別	文字	番号
排気量50cc以下(白色ナンバー) 	A	2～999
	B	1～932
排気量90cc以下(黄色ナンバー) 	S	2～100
排気量125cc以下(桃色ナンバー) 	V	6～99

※「42」、「110」、「119」および下1桁が「4」の番号は除外
します。

※番号を選択できるのは、「はもみんナンバープレート」
のみです。

※すでに交付している番号は選択できませんので、お
問い合わせください。

②旧所有者がまだ廃車していない場合

・標識、標識交付証明書、旧所有者の
印鑑および①で必要なもの(廃車し
た後、引き続き①の手続きをしてい
ただきます。)

※新規登録される方で、関市に住居登
録がなく、市内に原動機付自転車の
定置場がある方は、定置場が確認で
きる書類(公共料金の請求書、パー
トの賃貸借契約書など)、運転免許
証、学生証(学生の場合)も必要です。

▽従来の標識から**交換**をする場合

・旧標識、標識交付証明書、所有者の
印鑑
※標識の交換により、自動車損害賠償
責任保険の変更手続きが必要となる

場合があります。ご加入の保険会社
などにご確認ください。

お願い

・窓口先着順としますので、電話、
ファクス、電子メールでの予約は一
切受け付けません。

・標識の交付、交換は無料です。
※交換の際は、必ず旧標識を持参し
てください。破損・紛失により持参で
きない場合は、弁償金として200
円が必要となる場合があります。

・新規登録の際、希望者には引き続き
従来の標識も交付できますが、希望
番号を選択することはできません。